

(介護予防) 通所リハビリテーション  
重要事項説明書

医療法人社団 葵会  
介護老人保健施設 葵の園・足利



# 介護老人保健施設 葵の園・足利 重要事項説明書

## 1 (介護予防) 通所リハビリテーション 概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

- ① 種類：通所リハビリテーションサービスおよび付随するサービス
- ② 地域：栃木県(足利市、佐野市)、群馬県(太田市、館林市)とする

### (2) 施設の名称および所在地等

施設名称	介護老人保健施設 葵の園・足利
所在地	栃木県足利市常見町二丁目10番1号
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	理事長 新谷 幸義
電話番号	0284-44-0707
サービスの種類	通所リハビリテーションサービス
介護保険事業者番号	0950280073

### (3) 施設の職員体制

職種	職員	業務内容(例)
管理者	1	管理
看護・介護職員	4以上	医学的管理に基づく看護、介護に関する全般
支援相談員	1	利用者およびご家族との相談業務
理学療法士	1以上	リハビリテーション

### (4) 施設の設備の概要

定員	30名	浴室	2室
食堂	1室	静養室	1室
機能訓練室	1室	送迎車	6台

### (5) 営業時間

月～土	午前8:30～午後5:30 利用者様の利用時間 午前9:45～午後4:00
日、年末年始	休業

## 2 サービスの内容

送迎	迎時間は利用者の安全を最優先に行っています。
食事	養のある献立を考慮し、利用状況、嗜好に応じて楽しい囲気作りが心がけています。
入浴	利用者の身体の清潔を保持するように心がけています。
機能訓練	日常生活動作を含む利用者の機能保持及び機能回復を図っています。
生活相談	利用者の基本的人権を尊重し、細やかな愛情のもとに平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進、機能回復に努めてまいります。

## 3 利用料金

### (1) 通所リハビリテーション（1回分）

#### 負担割合 1割負担

介護度		介護保険適用時の 自己負担額 1割 ※		自己負担利用料		合計(1日)
		利用料	入浴	食費	日用品費	
要介護 1	入浴 (Ⅰ)	710円	40円	400円	100円	1,250円
要介護 2		844円				1,384円
要介護 3		974円				1,514円
要介護 4		1,129円				1,669円
要介護 5		1,281円				1,821円
要介護 1	入浴 (Ⅱ)	710円	60円	400円	100円	1,270円
要介護 2		844円				1,404円
要介護 3		974円				1,534円
要介護 4		1,129円				1,689円
要介護 5		1,281円				1,841円

※令和3年4月から令和3年9月までの間、上記料金の0.001%の料金が加わります。

#### 負担割合 2割負担

介護度		介護保険適用時の 自己負担額 2割 ※		自己負担利用料		合計(1日)
		利用料	入浴	食費	日用品費	
要介護 1	入浴 (Ⅰ)	1,420円	80円	400円	100円	2,000円
要介護 2		1,688円				2,268円
要介護 3		1,948円				2,528円
要介護 4		2,258円				2,838円
要介護 5		2,562円				3,142円
要介護 1	入浴 (Ⅱ)	1,420円	120円	400円	100円	2,040円
要介護 2		1,688円				2,308円
要介護 3		1,948円				2,568円
要介護 4		2,258円				2,878円
要介護 5		2,562円				3,182円

負担割合 3割負担

介護度		介護保険適用時の 自己負担額3割 ※		自己負担利用料		合計(1日)
		利用料	入浴	食費	日用品費	
要介護 1	入浴 (Ⅰ)	2,130円	120円	400円	100円	2,750円
要介護 2		2,532円				3,152円
要介護 3		2,922円				3,542円
要介護 4		3,387円				4,007円
要介護 5		3,843円				4,463円
要介護 1	入浴 (Ⅱ)	2,130円	180円	400円	100円	2,810円
要介護 2		2,532円				3,212円
要介護 3		2,922円				3,602円
要介護 4		3,387円				4,067円
要介護 5		3,843円				4,523円

- ・各加算項目（上記の料金表以外に、サービス内容に応じて別途加算があります）

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算（B）	863円 /月	1,726円 /月	2,589円 /月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円 /日	220円 /日	330円 /日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240円 /日	480円 /日	720円 /日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1,920円 /月	3,840円 /月	5,760円 /月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250円 /月	2,500円 /月	3,750円 /月
若年性認知症利用者受入加算	60円 /日	120円 /日	180円 /日
栄養アセスメント加算	50円 /月	100円 /月	150円 /月
栄養改善加算	200円 /回	400円 /回	600円 /回
科学的介護推進体制加算	40円 /月	80円 /月	120円 /月
サービス提供体制加算（Ⅱ）	18円 /回	36円 /回	54円 /回
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数にサービス別の加算率（4.7%）を乗じたものを加算		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数にサービス別の加算率（2.0%）を乗じたものを加算		
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数にサービス別の加算率（1.0%）を乗じたものを加算		

(2) 介護予防通所リハビリテーション

		介護保険自己負担額 利用料金(1月につき)			自己負担利用料(1回につき)	
		1割	2割	3割	食事代(円)	日用品費(円)
要支援 1	利用開始 12月以内	2,053円	4,106円	6,169円	400円	100円
	利用開始 12月以降	2,033円	4,066円	6,099円		
要支援 2	利用開始 12月以内	3,999円	7,998円	11,997円	400円	100円
	利用開始 12月以降	3,959円	7,918円	11,877円		

- ・各加算項目（上記の料金表以外に、サービス内容に応じて別途加算があります）

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	
若年性認知症利用者受入加算	240円 /月	480円 /月	720円 /月	
運動器機能向上加算	225円 /月	450円 /月	675円 /月	
栄養アセスメント加算	50円 /月	100円 /月	150円 /月	
サービス提供体制（Ⅱ）	支援1	72円 /月	144円 /月	216円 /月
	支援2	144円 /月	288円 /月	432円 /月

科学的介護推進体制加算	40円 /月	80円 /月	120円 /月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数にサービス別の加算率（4.7%）を乗じたものを加算		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数にサービス別の加算率（2.0%）を乗じたものを加算		
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数にサービス別の加算率（1.0%）を乗じたものを加算		

## 4 支払方法

- ・お支払の方法は、口座振替（自動引落）となりますので、利用契約時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入ください。（開始まで時間を要します）
- ・翌月15日までに、当月利用分の請求書を発行し、送付いたします。その月の26日が自動振替日となりますので、各預金通帳内の預金残高についてご確認をお願い致します。
- ・自動振替による入金処理が確認できました時点で、領収書を発行いたします。

## 5 サービスの利用方法

### （1）サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。居宅サービス計画の作成を依頼していない場合は、当施設に直接ご相談ください。

### （2）サービスの終了

#### ① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

#### ② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

#### ③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- i 利用者が施設に入所した場合。
- ii 介護保険給付を受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- iii 利用者がお亡くなりになった場合。

#### ④ その他

- i 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ii 利用者や家族等が当事業者のサービス従事者または他の利用者に対し、暴言、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合は、当事業者は文書にて通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 (介護予防) 通所リハビリテーションの特徴等

### (1) 運営方針

当事業者のサービス従事者は、サービスの提供において利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて可能な限り、その居宅においてより長期の日常生活を営むことができるようサービスに努めます。

### (2) サービスの現状

事 項	有 無	備 考
時間延長の可否	×	
男性介護員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	月1～2回の施設内研修の実施
サービスマニュアルの有無	○	
身体的拘束	×	※身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ有

### (3) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。
- ② 利用者は事業者の設備、備品等の使用にあたって、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。
- ③ その他この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項は、契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

### (4) 健康上の理由によるサービスの中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。  
\*サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振替えることができますが、予約が入っている日には振替えできませんので、あらかじめご了承ください。

## 7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

## 8 非常災害対策

- ① 防火教育および基本訓練（消火・通報・避難）  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う） 年2回以上
- ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
- ③ 非常災害設備の使用方法の徹底 随時

## 9 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設ご利用者相談・苦情担当  
担当 支援相談員 電話：0284-44-0707
- ② その他  
当施設以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
  - 栃木県国保連合会介護保険課 電話：028-643-2220
  - 栃木県国民健康保険連合組合 電話：028-622-7242
  - 群馬県国保連合会介護保険課 電話：027-290-1323
  - 足利市役所 福祉部介護保険課 電話：0284-20-2136
  - 佐野市役所 介護保険課 電話：0283-20-3022
  - 太田市役所 介護サービス課 電話：0276-47-1856
  - 館林市役所 介護高齢福祉課 電話：0276-72-4111

## 10 当法人の概要

- ① 名称・法人種別 医療法人社団 葵会
- ② 代表者役職・氏名 理事長 新谷 幸義
- ③ 本部所在地・電話番号 千葉県柏市小青田一丁目3番地12  
TEL 04-7136-8008



令和 年 月 日

(介護予防) 通所リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

〔事業者〕 所在地 栃木県足利市常見町二丁目10番1号  
名称 医療法人社団 葵会  
介護老人保健施設 葵の園・足利

説明者 支援相談員 (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防) 通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受け承諾しました。

<利用者> 住所

氏名 (印)

<代理人> 住所

氏名 (印)

身元引受人・利用料請求書宛が異なる場合は、下記にご記入下さい

身元引受人 利用料請求書宛

住所

氏名 (印)